

沼津市 I T オフィス等進出事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年 6 月22日

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市 I T オフィス等進出事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、I T等の新たな技術の活用により、既存の産業の生産性向上に資することが期待できる分野に取り組む企業等の本市への立地を促進し、地域産業の高度化を図るとともに、その技術やサービスを介して、本市産業の更なる活性化を目指すことを目的として、市内において新たに I T オフィス等を開設する企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号に規定する普通法人をいう。
- (2) I T オフィス等 専ら企業等が自らの事業に係る事務処理業務を行うための施設のうち、統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の中分類に掲げる分類符号37の通信業、分類符号39の情報サービス業、分類符号40のインターネット附随サービス業、分類符号41の映像・音声・文字情報制作業又は分類符号92のその他の事業サービス業のうち細分類に掲げる分類符号9294のコールセンター業の用に供する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する企業等とす

る。

- (1) 市外において1年以上の事業実績（子会社又は関連会社の設立の場合は親会社の事業実績をいう。）を有すること。
- (2) 第7条に規定する交付の申請までに納期の到来した法人税等に未納がないこと。
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと（第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、継続して翌年度以降の補助金の交付を受ける場合を除く。）。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内に事業所を有しない企業等が、市内において新たにITオフィス等を賃借により開設（本社の移転、支社又は支店等の開設及び子会社又は関連会社の設立をいう。）するものであること。
- (2) ITオフィス等の床面積が25平方メートル以上であること。
- (3) ITオフィス等の従業員の数が3人以上であること。
- (4) ITオフィス等の賃貸借契約日から180日以内に事業を開始していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

2 他の法令等により既に国、県、又は市の補助対象となった経費があるときは、これを除くものとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の公募）

第6条 市長は、補助金の交付をしようとするときは、期間を定めて補助事業を公募

するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助事業を公募するときは、公募に関する事項を定め、これを公表するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、事業を開始した場合にあってはその日から起算して90日以内に、継続して翌年度以降も交付を受けようとする場合にあっては当該年度の4月1日までに、沼津市ITオフィス等進出事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業等概要調書（第2号様式）
- (2) ITオフィス等の設置に係る事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) その他市長が別に定める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書によりその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助金の交付決定の日から起算して、3年以上市内で事業を行うこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。
- (4) 補助事業の遂行に当たっては、沼津市補助金交付規則及びこの要綱を遵守すること。
- (5) 納期の到来した市税に未納がないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を遵守すること。

(変更の承認申請)

第10条 第8条の規定による決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前条第1号の規定により市長の承認を受けようとするときは、沼津市ITオフィス等進出事業変更申請書（第5号様式）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) ITオフィス等の設置に係る変更事業計画書（第3号様式）
- (2) 変更収支予算書（第4号様式）
- (3) その他市長が別に定める書類

(変更の承認等)

第11条 市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、沼津市ITオフィス等進出事業変更承認通知書（第6号様式）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業の期間が満了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、沼津市ITオフィス等進出事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) ITオフィス等の設置に係る事業実績書（第3号様式）
- (2) 収支決算書（第4号様式）
- (3) その他市長が別に定める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を精査し、交付すべき補助金の額を確定して、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(請求の手続)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付額の確定の通知を受けた日から起算して10日以内に補助金支払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が第9条に規定する交付の条件に違反したと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を命じることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
賃借料(敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料その他直接事務所の賃借に要しない経費及び消費税額を除く。)	補助対象経費の2分の1	月額5万円	交付決定日(初回)の属する月から起算して36か月
通信回線使用料(直接事業の用に供される電話料金、インターネット接続費、クラウドサービス利用料、プロバイダー利用料、その他通信回線を利用して事業を行うために必要な経費として市長が必要と認めた経費。)	補助対象経費の10分の10	月額10万円	
ITオフィス等開設経費(オフィス開設及び通信環境整備に係る経費)	補助対象経費の10分の10	30万円	初年度のみ